

差出人: 三村 純 [REDACTED]
送信日時: 2024年12月12日木曜日 15:11
宛先: [REDACTED]
C C: 尾川 昌也
件名: 懲戒委員会の2部会制の導入と懲戒委員の増員について

大阪弁護士会企画部企画一課 [REDACTED] 様

いつもお世話になっております。
本日お電話いただきました標記の件について、
懲戒委員の1名増員について、長官の了承を
得ましたので、ご報告させていただきます。
よろしくお願ひいたします。

【機密性2】

~~~~~

大阪高等裁判所総務課

秘書係長 三 村 純

DI: [REDACTED]

Fax: [REDACTED]

~~~~~

資料

法曹二者協議会協議結果

協議結果附属了解事項・会長談話

法曹二者協議会においては、昨年一〇月以来
いわゆる「特別案件」についての国選弁護人確
保の方策に関して協議が進むられていたが、今
年に入つてからは、懲戒を公正迅速に行うため
の規定の整備についても集中的に討議が重ねら
れた。その結果、本年三月三〇日次のような
「協議結果」のとおり三者の間で意見の一致を
みた。なお、これについての「附属了解事項」
は「協議結果」と一体となるものとして、法曹
三者がそれ以後とるべき措置の方向を示し
ている。

協議結果について、日弁連会長は後掲のとお
りの談話を発表した。

法曹二者協議会においては、刑事裁判をめぐ

協議結果

付属了解事項
昭和五四年三月三〇日協議結果

施に資するため、できる限り協力する。
四、裁判所は、受訴裁判所が特別案件の国選弁
護人に対し、相当額の報酬を支給するのに支
障を來すことがないよう、予算上の措置につ
いて努力する。

五、法務省は、国選弁護人がその職務に関して
生命・身体等に危害を加えられた場合の補償
について、その実現方法を検討する。

1 (裁・法) 受任候補者名簿の写しを裁判所
及び検察庁に提出することとされたい。

(弁) 了承する。

2 (弁) 本文第一項の国選弁護人の推薦は、
できる限り速やかに、かつ必ず行うが、
場合によっては一箇月程度を要するこ
ともあることを了承されたい。なお、連
推薦手続の進行状況につき裁判所に連
絡する。

(裁) 事案によっては推薦までにある程度
時間がかかることがあるが、推薦が
著しく遅延した場合には、受訴裁判所
が受任候補者名簿に基づいて選任する
こととなる。

(弁) 法律上は受訴裁判所が推薦なくして
国選弁護人の選任をな得ることは承

知っているが、懸念されるような事態

は今後あり得ない。弁護士会は著しい

遅延等なく、必ず推薦する。なお、弁

護士会は、必要があると考えるときは、

国選弁護人の数について裁判所に希望

を申し入れることとした。

(弁) 裁判所は、国選弁護人の推薦を依頼

するに際し、弁護士会に事件の概要、

従来の経緯等について説明されたい。

(裁) その点は、従来から行ってきたこと

であるので了解されたし。

(弁) 檢察庁は、弁護士会の求めに応じ、

従来の経緯等について適宜説明し、今

後の訴訟進行等について打合せを行う

こととされた。

(法) 了承する。

4 (法・弁) 受訴裁判所は、検察庁と弁護士

会とが打ち合わせた結果については、

十分尊重されたい。

(弁) 当事者間の打合せの結果については、

受訴裁判所においても十分分配思われる

ものと思われる。

(弁) 受訴裁判所は、国選弁護人選任後の

最初の公判期日までの準備期間及びそ

の後の出庭回数について、当該審案及

び弁護人の実情について配慮されたい。

(裁) 受訴裁判所は、良識をもって期日を

指定するものと信じる。弁護士会及び

弁護人においても、審理の遅延防止に

ついて最大限協力されたい。

(裁・法) 日弁連は、本文第一項の憲法の

公正迅速化についてどのような方策を

とることになっているのか。

(弁) 日弁連は、次の措置をとることとし、

早急に所要の手続を進める。

(1) 弁護人の正当な理由のない不出頭、

退庭及び辯任等不当な活動が弁護士倫

理に反するものであることを明らかに

するため、その旨の倫理規定を制定す

るとともに、倫理規定違反が会則違反

となることを日弁連の会則上明確にす

る。

(2) 日弁連の憲法委員会における外部委

員を弁護士委員の数より一名少ない数

にまで増員する。

(3) 日弁連の憲法委員会に外部委員を加

えることとする。

(4) 各弁護士会に、憲法委員における

外部委員の比率を(2)の例にならって増

大するよう指導する。

(5) 各弁護士会に、憲法委員会に会員外

の者が出席し、意見述べ得ることと

するよう指導する。

(裁・法) 各弁護士会が早急に(4)及び(5)の

措置をとることを強く期待する。

(弁) 日弁連として十分指導に努めるが、

各弁護士会において会則の変更等手続

上若干の日時を要することを了承され

たい。

(弁) 裁判所及び検察庁は弁護士会から憲

戒事案について資料提供の求めがあつ

たときは、これに応じられたい。

(裁・法) できる限り応することとする。

(注) (裁)は裁判所、(法)は法務省、(弁)は

日弁連

会長談話

一昨年の末に、いわゆる「弁護人抜き裁判」特例法案が提案されて以来、日本弁護士連合会は、このような立法はわが国裁判制度の将来に禍根を残すものであり、国民の人権保障の觀点から絶対に阻止しなければならないという基本方針に立って、今日までその阻止の運動を進め来て来た。

その中で、日弁連は、問題とされた一部の刑

事裁判における異常な事態の解消について裁判

所・法務省側にも善処を求めるとともに、弁護

士会においても、弁護人の側の誤りによる弁護

人不在の法廷を今後現出させないという決意を

新たにし、そのため具体的な方策を自主的に明

らかにした。

「弁護人抜き裁判」特例法案は、本来決して

望ましいものではなく、むしろこのような問題は、法曹三者の努力によって解決されるべきものである。

日弁連は、このような信念に基づいて、今日まで、最高裁・法務省とともに、法曹三者による当面の問題の解決のための合意を求めて銳意努力してきた。今日、この三者の良識と誠意に基づく協議が結実したことは、司法の将来にとってまさに喜ばしいことであると考える。

日弁連は、今後、この協議の中で日弁連が示した諸方策を早急に実現するための手続を進めること評価されることを期待し、切望するとともに、これまでの関係者との努力とご支援いただいた方々の温いご理解に対し心から感謝しつつ、今後一層のご支援をお願いするものである。

昭和五十四年三月三十日

日本弁護士連合会
会長 北尻得五郎